

## 第8回農林・地域活性化WG

### 議事概要

1. 日時：平成23年1月20日（木）11:00～13:04

2. 場所：永田町合同庁舎 第1共用会議室

3. 出席者：

（委員）吉田誠（主査）、青山浩子、大社充、小松正之、澤浦彰治、白倉政司、野高貴雄、速水亨、穂積亮次、本間正義、渡邊佳英、大上二三雄（分科会委員）

（政府）園田大臣政務官（WG主査）

（事務局）松山事務局長、小田審議官、船矢参事官、越智室参事、野村企画官、堂野企画官

#### 4. 議事内容

○船矢参事官 それでは、定刻になりましたので、農林・地域活性化ワーキンググループを開催いたします。

皆様方には、御多忙中のところ御出席いただきまして誠にありがとうございます。

本日、本来であれば審議官の小田が司会進行をいたしますが、他の打合せがございまして戻るのが11時半ころでございますので、それまでの間、私が代理で司会を務めさせていただきます。

本日は、石森委員、斉之平委員、星野委員が御欠席でございます。また、大社委員が遅れて御参加される予定です。

それでは冒頭、園田政務官から一言お願いいたします。

○園田政務官 おはようございます。御紹介賜りました園田でございます。分科会、ワーキンググループの委員の皆様方には、年末から年始にかけて様々な御協力をいただき、御審議をいただき、本当にありがとうございます。

また、今般、第二次菅改造内閣の中におきましても、蓮舫大臣、平野副大臣、そして私、園田ということで、引き続き留任をさせていただいたところでございます。私も更に皆さん方と御審議を積み重ね、御一緒に更に頑張りたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

また、前回12月21日の第7回ワーキンググループ以降におきましても、農林の検討会あるいは水産業の検討会を開催していただきまして、フォローアップなどのヒアリングもなされているということでお伺いしております。本当に活発な御議論をさせていただいたことに、まず心から感謝を申し上げさせていただきたいと思っております。

先ほど船矢からもお話がありましたように、本日でございますが、行政刷新会議が行われ、その場で規制・制度改革をより強力に進めていきたいということで、「規制仕分け」という形も今後、公開の場でとらせていただきたいとの話がある予定です。

また、このワーキンググループでの取りまとめを来週26日の分科会に上げさせていただいて、

そこで報告書を取りまとめて、2月、3月にかけてまして各省との様々な調整を行わせていただきたいと思っております。

委員の皆様方のお力もお借りさせていただきまして、しっかりと今後、改革を前に進めてまいりたいと考えているところでございますので、どうぞ引き続きお力添えをよろしくお願い申し上げます。

それから、前回に御案内させていただいておりましたけれども、官邸の方で「食と農林漁業の再生実現会議」が11月30日に立ち上がっております、6月をめどに基本計画の策定に向け、今、鋭意活動しております。その中で、御案内のとおり平野分科会長は、ここの会議のまた更に幹事会というのがあるわけでございますが、その座長を務めていらっしゃいますので、そういった面では、政府の動きと当分科会の動きをしっかりと連携を密にさせていただきながら進めていくことができるのではないかと考えているところでございます。

いずれにしても、このワーキンググループの農業分野の検討項目につきましては、再生実現会議との連携もありますので、結論が6月ぐらいになるものもあるかもしれません。そういう可能性の中にはあるわけでございますが、いろいろな方面からしっかりと連携を強めさせていただいて、頑張りたいと考えているところでございます。

引き続き皆さん方のお力をお借りすることをお願い申し上げます。まず、冒頭の御挨拶に代えさせていただきます。本日もどうぞよろしくお願いいたします。

○船矢参事官 それでは早速ですが、審議に移ります。本日の議事次第です。

最初に、このワーキンググループにおける基本的考え方について、前回から修正しておりますので、それについて御審議をいただきます。

それから、分野ごとに検討結果を報告の後、それぞれ質疑応答を予定しております。水産業の取りまとめの本間委員が本日、早めに退席される予定ですので、順番として最初に水産業、その後農林、地域活性化の順に予定をしております。

まず議題2、基本的考え方についてでございます。前回のワーキンググループでいただいた御指摘を踏まえて修正を行っております。

それでは最初に、変更点を中心に事務局の堂野企画官から御報告いたします。

○堂野企画官 それでは、基本的考え方につきまして、前回ワーキンググループ等の意見を踏まえました変更点について申し上げます。資料1をごらんいただければと思います。

まず、1ページ目の「問題意識」のところでございますが、上から5つ目のパラグラフでございます。この部分は、これまで「改革の方向性」の冒頭にございました部分を問題意識としてこちらに持ってこさせていただいております。

それから、2ページ以降でございます。まず、農林業の部分でございますが、主なところで申し上げますと3ページ目をごらんいただければと思います。⑦の農協についてでございます。まず、今回検討の対象にいたしました背景として、農協組織は「農業にかかわる政策・制度の中核に位置付けられており、日本農業の成長産業化において今後も一定の機能を果たすべき存在である」とし

ておりまして、農協は「本来的な機能の再生・強化が不可欠である」と述べてございます。以下、その施策等について記載してございます。

更に下の「○」でございますが、優良農地の保全・有効利用を確実に行うとの観点から、「入口規制」については規制緩和を行い、「出口規制」については強化を図るべきといった内容が追記されてございます。以下、その具体例について記載してございます。

更に、最後の「○」でございますが、時代に合わせました農地の保全の在り方などの観点から、農地の定義について「利用現況に基づく抜本的な見直しを行い、安易な農地転用を防ぐべき」といった内容を記載してございます。

5ページの下から始まっております「地域活性化」の部分でございますが、1枚おめくりいただきまして1つ目の「○」でございます。地域資源と教育を結びつけるとの観点から「顧客ニーズの多様化、農山漁村での生活体験等による教育効果への期待を受けて」という文章を入れてございます。

水産業につきましては、前回から変更はございません。

事務局からは以上でございます。

○船矢参事官 吉田主査、何か補足説明があれば、お願いいたします。

○吉田主査 主な内容につきましては、今、事務局から説明があったとおりです。前回の会議での皆様からの意見をできるだけ反映した形になっております。

特に農地の転用部分については、一応ここまでの書き込みをしましたが、先日の農林水産省との意見交換、ヒアリングの場では、閉鎖型のいわゆる植物工場はとりあえず別として、非常に前向きな時代に応じた、環境に応じた見直しをしていくべきだということなどで意見がほぼ一致しましたので、この方向性でいいのかなとは考えております。

それから、もう一点、できるだけ表現に関しては農業の成長産業化という1つのテーマに沿った形で統一するように事務局でいろいろチェックしてもらい、できるだけ統一感を持たせるように努力したところです。

以上です。

○船矢参事官 ありがとうございます。

それでは、この基本的考え方について、何か御意見あるいは御質問があればお願いいたします。

○穂積委員 細かい字句のことで恐縮ですけれども、5ページの上から3行目「これまでの農地の外見的要因」とあるんですが、「要素」とかだと思えます。ほかは前回のワーキングを適切に反映していただけたと思えます。

○船矢参事官 事務局からはよろしいですか。今の御指摘を踏まえて言葉遣いの工夫をするということで、よろしいですか。

○堂野企画官 そのようにさせていただきます。

○船矢参事官 では、今の点を踏まえて適切なる語句を検討いたします。

ほかに何かございますか。

○野高委員 よろしいです。

○船矢参事官 今、野高委員から「よろしいです」という声が上がっておりますけれども。もしなければ、基本的考え方については、これで了承という扱いにさせていただいてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○船矢参事官 吉田主査から何かおまとめの言葉をいただければと思います。

○吉田主査 ありがとうございます。皆様から個別にもいろいろ意見を頂きましたし、関係者からの意見等もたくさん頂いておりますので、皆さんの意見を基盤に、統一感のある形でまとまったかなと喜んでおります。ありがとうございました。

○小田審議官 それでは、次に進ませていただきます。資料2-1と資料3-1、資料4-1の検討項目一覧をごらんいただければと思います。これまでのワーキンググループ、事前の検討会などでの御審議を踏まえまして、資料2-1は農林分野について、資料3-1は地域活性化分野について、資料4-1は水産分野についての検討項目を整理したものでございます。

その後ろの資料2-2、資料3-2、資料4-2は規制・制度改革検討シートでございます。前回も御説明してございますが、各項目の後ろの方に改革案というのがございますが、これが閣議決定を目指すというものでございます。

そして最後に、資料4-3として規制評価シートというものがございます。これは、水産業につきまして所管省からの回答を書き加えたものでございます。なお、農林と地域活性化の規制評価シートは、前回のワーキンググループで会議資料として既にお示ししてございます。

それではまず、水産分野につきまして取りまとめの本間委員から、15分程度検討会の結果を御報告いただければと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○本間委員 水産分野は遅れて議論を開始したということもありまして、先週の金曜日に第2回の個別検討会を開催し、水産庁の回答を吟味して改革案の審議を行った次第です。後ろにあります資料4-1、資料4-2、資料4-3を含めてごらんいただきたいと思いますが、水産分野の項目につきましては前回のワーキンググループで御報告してありますが、主に4点ございます。

まず、第1点は、漁業法・水産業協同組合法を近代法に改正するという非常に大きな項目です。2番目は、いわゆるTAC法(海洋生物資源の保存・管理に関する法律)の抜本的な見直し・改正。それから、3番目が漁協の経営の透明化・健全化。4番目に、養殖許可制度の近代化の4点を挙げています。

水産庁からの回答は資料4-3の中に書き込まれてはいますが、議論が全くかみ合わないといえますか、前向きに改革するという回答はいただいております。したがって、我々の基本的な考え方につきましては、前回のワーキンググループで説明したものをそのまま載せてあります。そういうことですので、ここについては全く変更がありません。

資料4-2の改革検討シートの「基本的考え方」の後で改革案が太字で書いてあります。一番初めの項目で言いますと4ページからになります。他のところといささか書き方が違っているところがございます。例えば、4ページを見ていただきますと、措置のところがすべて「できるだけ早期に措置」という表現になっております。平成23年度あるいは今年度中に措置等々の文言が農林業の方にはあるのとは異なっております。初めは具体的な期限を書くという議論もあったわけですが、

水産分野については非常に大きな改革の項目を挙げているということもありまして、内容については全く譲歩する気はないんですけれども、水産庁との今後のやりとりあるいは業界とのやりとりの中で、何を優先していくかということについては調整の余地があるだろうという判断のもとに、優先順位の議論を残して「できるだけ早期に措置」という表現としました。できるだけ早期にとは今すぐということも含めて、これから詰めて議論していくことですので、そこはほかの分野とちょっと違った表現ですけれども、我々としては決して後退して書いているつもりはないということで御理解をいただければと思います。

それでは、個別の項目の説明に入らせていただきます。今ごらんいただいている4ページから御説明いたします。

これは一番初めに取り上げました項目ですが、現行の資源管理及び取締りの制度を根本的に改めるということでありまして、まずは①として、現行の管理、環境の保全を厳格に適用するというものを挙げております。②は漁業法及び水産業協同組合法の目的を資源の回復と保護及び持続的な利用という形で、資源保護・資源保全を前面に押し出して条文内容を書き換えようという提案・提言になっております。

③ですが、沿岸漁業についても魚種ごとに資源量の把握、ABCの算定、TACのABC以下の設定などを厳格に導入し、資源管理の仕組みを整えていくということを改革案として盛り込んでおります。

④は持続的な資源総合利用のための基本ビジョンを作成し、モニタリングを科学的に行っていく機関を設立しようという提言です。

⑤は①と関連が非常にあるわけですが、水産基本法については、「水産資源は国民共有の財産である」という認識で、これを明示して水産基本法を書き換えようという提言で、これは非常に大きなところですので、我々の水産資源に対する基本的な考え方ですが、きちんと盛り込むということです。

それから、⑥の共同漁業権漁業及び都道府県許可漁業については、都道府県計画の策定については地方分権一括法ということで、現行法の下でも知事が行うとなっておりますので、これに基づいてそこにあるような法律を改正していくという提言です。これが一番初めの大きな項目の改革案です。

2番目は14ページになるかと思いますが、「海洋生物資源の保存・管理法（TAC法）の抜本的な改正等」ということで、その1、その2、その3に分かれておりますが、まず、その1ということで、これも従来から説明しているところですが、①は現在制定されているTACを大幅に拡大し、80%をカバーするように30種までにTACの魚種を拡大するということです。併せてTACをいわゆる科学的根拠に基づくABC以下に設定することを義務化するということです。

②は制定した30種のTAC対象魚種については、個別漁獲割当ですがIQ制度をきちんと導入し、割り当てるということです。

③は、更にこれを流動化するという目的で、譲渡可能な個別漁獲枠としてITQを導入するという。ここまで踏み込んで導入せよということをやっております。

④は、離島に関する漁業振興枠を別に設けるという手当も行うべしということです。

⑤豊富にとれておりますサンマについては、サンマ資源の有効利用のためにI QもしくはI T Qを直ちにきちんと設定するという事です。

その2につきましては、⑥我が国の指定漁業については、12マイル程度以内の沿岸域を新たに操業禁止区域にするということを盛り込んでおります。

⑦は大型漁船に関する事です、モニターシステム機（VMS）の搭載及びその通報を義務付けることを盛り込んでおります。

⑧は港の話ですが、全国の30港程度を指定漁業の陸揚げ港として設定し、効率的な運用を図るということです。

それに関連して⑨⑩についても指定漁業の陸揚げ港を決めて、その運用に関する提言を行っているところです。

その3も非常に大きな議論になるわけですが、前回申し上げましたように、東シナ海がいわば無法地帯になっているということで、そこに対する国際的な資源管理の機関を設けるべきであるということで、東シナ海国際漁業協力の管理機構を日中韓の3か国条約で締結すると。そのための交渉を進めるべきであるということになります。

⑬にマグロ類のT A Cの設定、あるいは⑭にクジラに関する資源の管理等々についての提言も行っております。

続きまして、3番目の項目で20ページに飛んでいただければと思います。漁協の経営の透明化・健全化で、①も従来から申し上げますように、漁協の事業については、事業収入と事業外収入という形に分かれています、事業収入が赤字、事業外収入の黒字で補っていると。特に事業外収入が不明ですので、その辺りの内訳をきちんとするという事です。

②漁協自体の自営事業が組合員の経営を圧迫している場合があると漏れ伝わってくるわけですが、その辺りの実態をきちんと調査して公表しなさいという提言を盛り込んでおります。

それから、①とかかわるところですが、③全漁連が資格認定している監査士が内部監査のような形で行っているわけですが、その実施状況、実態を把握して公表せよという提言になっております。

④漁業権の運営や組合員の資格に対する厳正な審査、これは農業の方でもあるわけですが、組合員数と実際の数あるいは組合の構成員、これは組合員数を満たさない組合というのが多々あると推定されますので、そこをきちんと厳正に調査し、満たしていないところは解散等を求めていくと。それが漁協運営の健全化・活性化につながっていくと思っているわけです。

⑤海区漁業調整委員会をもう少し幅広く登用し、地域社会、経済活動を広く代表する委員会にすべしということです。

最後に、25ページに養殖漁業についての提案を盛り込んでおります。①特にクロマグロやブリなどの養殖・蓄養に関して、それを効率的に行うためにT A Cを設定するという事として、漁業者に関してはI Qの配分を行うということです。

②は魚種ごとの全国ベース及び養殖漁場ごとの生産量の設定を行うということで、資源管理を併

せて行っていくということです。

③特にクロマグロの養殖に関しては、新たに「大型区画漁業権」なるものを創設し、それでクロマグロの養殖の資源管理を行っていく。それから、経営の近代化を図っていくということになります。

④既存の漁業者だけではなくて新規参入についても、数量及び漁場スペースをあてがうような措置をきちんととるべきであるという改革案になっております。

急いで説明しましたので不足のところがありませんでしたら、小松委員から補足的な説明をお願いできればと思います。

○小田審議官 小松委員、お願いします。

○小松委員 では、補足を若干させていただきたいと思いますが、水産庁からの意見の中、それから、関係する業界からの意見には、1つは全体的に資源管理、I Qの導入、T A Cの導入、それから、漁業協同組合等に言及することは、前政権のもとで水産庁が有識者会議をつくってやったので蒸し返しでありますという意見がありますが、現政権のマニフェストや政策インデックスには、明確に個別のT A C、これは個別割当てと同義でありますけれども、これを導入すること、それから、農林水産業関係の組合についても透明性を確保するということが前政権と違いまして明示されてあるので、非常に妥当な議論が行われていると解釈されると思います。

それから、資源の認識なんです、水産庁も沿岸漁業の組合も資源がそんなに悪くなくて、うまく資源管理されているという認識を提示していますけれども、これは全く誤りです。日本の漁業生産量が1,280万トンから540万トン、日本の200海里内の沖合漁業も700万トンから245万トン。沿岸漁業につきましても、昭和40年代から人為的に増加させた北海道オホーツクのホタテの地まきと、サケ・マス孵化放流事業を除くと220万トンが大体70万トンから90万トンぐらいと、大体3分の1に減少しました。つまり、オホーツクを除けば日本の沿岸が相当壊滅的なところも含めて資源が減少していて、アワビ一つを見ても、いわゆる有名な共同漁業権の中の資源なんです、これは6,000tから2,000tまで減ってしまったと。資源管理をやっていたらこういうことにならなかったと思われます。江戸時代からの「口開き」制度を引きずったままではだめで、オーストラリア、ニュージーランドがやっているちゃんと資源量全量を把握して、そのうちどれだけ捕るのかという科学的根拠に基づく近代的な方策に変えるべきであります。

大きな第2点目は、本間先生の今のお話でおわかりいただけたと思いますが、今回は漁業権にほとんど触れていないと。唯一漁業権に触れたのは、どうしても近代産業として対応せざるを得ないマグロの養殖です。ここはどちらかというと大手、中小漁業が新たな漁場に入っていくです。沿岸で伝統的に今まで行われていましてワカメ、昆布、ハマチの養殖などには今回は一切手を触れていません。近代化できる部分からまず入りましょうと申し上げているのですが、それに関しても既存の漁業者とのあつれきがあるというような指摘もありますけれども、実際は空いたスペース、特に離島などは非常にそういうスペースが多いですし、種苗の外国への移転が懸念されるのであれば、マグロ以外も含めて知財として特許を申請していればいい。

それから、外国資本の問題がいつも議論されるんですが、アメリカ、ニュージーランドも外国資本は全体投資の 25%以下、49%以下というのは明確にしていますから、これはいかようにも対応できます。

JFは透明性を確保して、すべて公開して機能しているということなんですが、我々はそう思っていない。例えば、その他の事業収入が結構大きいものですから、ちゃんとやっているということであればなおさら、第三者性を持った公認会計士を入れ監査することに何の問題もないと思います。

現在の政権下で漁業所得補償制度を導入しました。農業も同じように導入したんですが、どうも見ていますと、政府・党も忙し過ぎて、水産の検討を本当はもっと十分にさせていただければと考えます。粗が目立ちます。その点を将来の改善に向けて指摘させていただきたい。

実は私は、新潟県の新しい資源管理制度導入検討委員会の委員長を泉田知事から仰せつかっております。漁業所得補償の方式では、ホッコクアカエビを対象に、これは6億円産業ですが、初期2年間ぐらい、例えば全漁獲量に占める3割の小エビを意図的に漁獲しないというモデルケースを実行に移そうと設計しています。小エビは重量で3割ですが、価格は3分の1ですから、収入は1割減ります。多分所得はそんなに減らないと思います、経費の削減があります。ただ、沿岸漁業の方々と一緒にやっていると、そこまで情報が十分ではないので収入イコール所得ということで、初期の2～3年間は個別割り当て（IQ）を導入しつつ、全体を9割に下げて漁業者ごとに全部割り振っていきますが、その1割の損失部分を所得補償（補助金）いたします。

ところが、我々がシミュレーションしていきますと、漁獲量は10年で戻っていくんですが、大型エビを中心に増えていきますから、最終的には10年後には1.2～1.3倍の資産価値になります。ですから、将来の資源増を見込んで、初期の補助金に対して収益納付、つまり返してもらう事を考えています。全額返してもらうのかどうかは別にしまして返してもらいましょうという考え方です。一方、将来を担保にして融資を考え、シナリオどおり戻らなかった場合は、融資の返済を免除しますと、一種の補助金になるわけです。

そして現在、政府案の中に要求された共済制度の活用による所得補償制度予算は518億円です。これは共済制度のベースになるものと、積立てプラスという2つの要素から成り立ってしまっていて、共済制度で8割まで補てんして、積立てプラスに入ると9割まで補てんしますという考え方です。

実際は、現在の漁業者は22万円をかけて8割のところまでの補償を受けている部分に入っているんですが、国の補てん金等も入れますれば、全体で72万円払えば9割まで補てんされるところを、国からのいろいろな補助がありますから、実質35万円を払えば9割補てんされるというやり方ですが、言ってみれば資源が変動しても常に9割までしか補償されないということは、年々このやり方でいくと経営は悪化していくと。新潟の場合は、意図的に下げていってその部分の補てんで100%補てんするのですが、国の方式だと積み立てていっても、よくて9割、悪くて8割までしか補てんされないと毎回赤字が発生します。

更に問題は、自主的資源管理を対象にするという点ですが、新潟の場合は数値目標を入れて取り締まり、報告もきちんとしますが、日本の沿岸漁業の場合、自主的という言葉を使っていますが、

現実の場合は数的目標がありません。それから、公的な監視・取締りもありません。沿岸漁業と今度の北洋の操業は違うと言えば違うんですが、結局何トン捕るかわからないということなので、漁業資源管理といった場合、取締り・報告が大事です。是非、政務官、将来はこういう点も入れまして、来年以降改善を図っていただければということをお願い申し上げたいと思います。

以上でございます。

○小田審議官 ありがとうございます。

それでは、残りの時間、あと 10 分程度でございますが、ほかに御意見がございましたらよろしくお願いたします。

よろしゅうございますか。それでは、特に御意見はないということでございますので、最後に吉田主査、何か一言ございますか。

○吉田主査 水産に関してもいろいろなところからの意見を聞いてきましたけれども、特にほかの分野も一緒なのですが、根本的な問題認識を共有した上での議論がなかなかできないというところでとどまっているような気がします。共有できた問題認識の下で議論が進められれば、方向性に差異はなくなるのではないかと考えています。是非、今回の議論をそのきっかけにしていってほしいと考えています。

○小田審議官 小松委員どうぞ。

○小松委員 実は、そこが大問題の一つなんですが、よく言われるのは浜の現状を踏まえていないという意見があるんですが、この点について 2 つほど申し上げたいと思います。1 つは、日本の法体系の中で明治の漁業法をつくったときが 1910 年、明治 43 年ですが、このときには 6,000 万人の人口に対して 300 万人の漁業者がおりました。現在は 1 億 2,000 万人に対しまして 20 万人でして、当時の浦浜社会が 9 割漁業者から成っていると仮定した場合、今はその 30 分の 1 です。単純計算すれば数パーセント、2～3% しかいないと。都市近郊の横浜だとか藤沢を見ると、ほとんど都市住民の方が多い。その中で、浜の意向というのはむしろ地域の意向であるべきで、周りの住人だとか流通加工だとか広くいろいろな人をステークホルダーとして、関係者として取り入れるという新しい考え方、ですから、国民共有の財産だという考え方を導入すべきだろうと思います。

もう一つは、日本の沿岸漁業は我々から言えば、漁協の経理内容が不明瞭です。公認会計士も入らず、一体どうなっているのか。よく由比のサクラエビでも、ほかの地域でもたくさん資源管理の成果を上げていると言うのですが、私もドキュメントを見たことがないんです。実際にきちんと資源の評価・制度がどうなっているというのを見たことがなくて、それでうまくいっていると言われても説明がつかない。

また、現場の実態を踏まえるというのであれば、漁業協同組合が全国に千幾らありますから、その中から漁協が委員会だとか政府だとか流通加工だとか、党の先生方だとかいろいろな人を地域に呼んで、ざっくばらんに話をしてもらおうという機会を早急に設けてもらったらいんじゃないかと。そのときにもう一つ言いたいのは、漁協と漁協の職員にプラスして必ず組合員、特に若手の組合員

を入れてもらいたい。つまり、ある県で漁協があることを言っているんですが、全く反対の意見を、それも相当多数の組合員が述べている場合が多いわけです。そうしますと、両方の意見を聞くことが大事になりますので、是非そういう意味で浜の意見を反映ということであれば、民主的なプロセスを今、主査がおっしゃった認識を共有するということを是非、この委員会からもメッセージを発信していただければ有り難いと思います。

○小田審議官 ありがとうございます。

それでは、時間もまいりましたので、次に移らせていただきたいと思います。続きまして農林分野について、まず前回ワーキンググループからの変更点を中心に事務局から御報告させていただきます。10分程度でお願いいたします。

○堂野企画官 それでは、御報告いたします。

まず、資料2-1です。こちらは前回のワーキンググループにおけます御意見を踏まえまして、分類を見直しまして短期・中期に分類を分けてございます。

資料2-2は、前回のワーキンググループ、検討会等々の御意見を踏まえまして変更してございます。主な変更点を中心に申し上げます。

まず、農林1でございます。「認定農業者制度の見直し」ですが、4ページ目の改革案をごらんいただけますでしょうか。前回は、この改革案の冒頭に「認定農業者制度を廃止すべきである」との文言がございましたが、これを削除してございます。

次に、35ページの農林11、農地の流動化事業でございますけれども、37ページの「改革事項に対する基本的考え方」の中でございます。2つ目の「・」でございますが、流動化に関する事業主体となり得る基準が不合理であることについて、以下、農協の例を挙げて説明してございます。農地集積事業について農協は利害関係がないとする一方で、農業生産法人の利害関係があるとして除外するのは合理性がないということをつけ加えてございます。

それと関連しまして39ページでございますが、農協に一定の機能を持たせることができるのであれば、農業生産法人などの民間企業に同様の機能を持たせることは何ら支障がなく、地域活性化の視点から見れば、それぞれの機能を生かしながら連携し、農地の有効利用をすることが望ましい旨、記述してございます。

次の主な変更点でございますが、47ページ目、農林17の農協の件でございます。まずタイトルでございますが、前回の「農協からの信用・共済事業の分離」から「農協の農業経営支援機能の再生・強化」に変更してございます。

また「規制・制度の概要」も2点追加記載してございます。

更に主な変更点といたしましては、49ページの「改革事項に対する基本的考え方」でございますが、「農協による農業者の経営を支援する機能の再生強化の視点」という欄を追加してございます。

この中でまず、大半の農協においては信用・共済事業部門から農業関係事業部門への補てんが、農業関係事業部門の自立や強化に向けた取り組み意欲の低下を招いていること。また、その次の段落で、利益構造上、信用・共済事業に経営の重点が置かれている常態化が本質的な問題と責任の所

在を曖昧にすることで、農業関係事業部門の再生・強化に向けた努力の低下につながっている点を指摘してございます。

これらを受けまして、3つ目の段落で、農協は組合の原点である共同購入・共同販売による組合員の営農コストの低減と収益力向上のための販路開拓力や経営指導力の向上等を優先すべきであり、更に次の段落で、信用・共済事業から農業関係事業への補てんを計画的に縮減し、将来的には農業関係事業部門の自立を目指すべきとしてございます。

また、その下のなお書き以下でございますが、信用・共済事業と農業関係事業が分離しても、農業関係事業部門で自立できるまでの間、増資を行う等の方法により経営基盤を支持することは可能であると。また、分離されましても、組合員の立場からすれば何ら現状と変わるところはなく、不利益は被むらないはずと記述してございます。

更に、次の段落のなお書き以下でございますが、農業関係部門の増資として想定されるのは信用部門から農業関係事業部門への組合資産の移動であり、これには慎重な検討が必要であると記載してございます。

そのほかの変更箇所でございますが、51ページの「有能な人材の確保」という項目を追加記載してございます。こちらもまず、現在の農協の経営には高い経営力を有した有能な人材を経営者として据えることが不可欠であります。しかしながら、経営力を有する農協職員や専門家を組合長に選ぶのは現実には困難であり、改革が進む農協では、優れた経営力と改革意欲に満ちた人材がリーダーシップを発揮していることを踏まえまして、農協の主体的な改革を推進し、より効率的な経営が行えるよう優れた人材を登用し、経営を委ねることが可能となるような仕組みを導入すべき旨、記載いたしております。

52ページの一番上の「具体例、経済効果等」も、このように追加記載してございます。こうしたことを受けまして、改革案としましては1点目、農協は、その原点である農業経営支援機能の再生・強化のため、計画的に農業関係事業部門の自立への取り組みを進めるべきで、農協支援機能の強化及び個々の組合員の収益力の強化とともに、信用・共済事業部門から農業関係事業部門への補てん額の段階的な縮減を図るべきであり、また、こうした取り組みについての中長期計画の策定を推進し、その計画に沿った取り組みを早急に開始すべきであるとしています。

更に最後の段落で、経営力強化のため幅広い範囲から優れた経営スキルを有する人材を登用し、経営を委ねられることができるよう農業協同組合法に基づく農協経営の制度設計の抜本的見直しを行うべきである旨、改革案として記載してございます。

事務局からは以上でございます。

○小田審議官 それでは、吉田主査から補足説明がございましたら、お願いいたします。

○吉田主査 まず、「認定農業者制度の見直し」の改革案、4ページの変更ですが、これまでの議論の中でも廃止という問題については、あくまで改革の手法の議論ですので、抜本的な担い手の育成及び経営規模の最適化のための認定農業者というものをどう位置付けて、どうインセンティブを図るのかということを中心に議論してきましたから、この手法のところでスクラップ・アンド・ビルドにするのか、見直しという形で進めるのかということは今後の再生実現会議等の議論に委

ねたいということで、一応表現を変えたということになっています。

残りの2点は、いろいろ意見を頂きながら変えてきたのですが、今日できるだけ皆さんの意見を再度、最終的な固めをするための意見を出していただいて、適切な統一見解を形成できればと考えておりますので、この後の議論を是非よろしくお願いいたします。

○小田審議官 ありがとうございます。

それでは、議論の時間を15分程度予定しておりますので、大上委員どうぞ。

○大上委員 すみません、ちょっと後戻りするようで恐縮なのですが、水産業の分野で1点だけ、本間先生がいらっしゃる間に確認したい点があります。

この4点以外に漁港整備の問題ですが、瀬戸内海など最近行きますと、無人島にきれいな漁港がずっと整備されてあるなどというのがたくさんありまして、これは恐らく日本中ある種の設置整備に関する基準で機械的にずっとやられているんじゃないかと。恐らく土木の仕事が落ちるので、やられているような部分もあるんじゃないかと。あれは本来もうちょっと見直していく必要があるんじゃないかということをかねがね思っておったんですが、この点についてはいかがでございますか。

○本間委員 この場ではないんですが、ほかで水産のことを議論したときも水産予算の見直しということはさまざまな声が上がってきました。ほとんどが土木予算なんですね。港湾整備にしか使われていない補助金なものですから、それをいろいろな形で組替えてという話もあります。その一方で、整備すべき漁港の予算はそれとして必要ですし、その辺りはここで主要な30漁港の整備と、その効率的な活用、活性化をうたっていますけれども、この会議は規制改革ということですので、予算の組替えをどうするかという議論がなじむか、なじまないかという問題もありますので、今回は具体的には取り上げていませんが、問題点としては承知いたしております。

○大上委員 分かりました。ありがとうございます。

○小田審議官 それでは、農林の方に戻りまして、白倉委員どうぞ。

○白倉委員 私も前の議論からすれば、いささか逆戻り感もあるかもしれませんが、農林6の「土地改良事業の効率化」という件ですが、資料1に農地保全に重点を置いた制度にしようとか、あるいはまた、わかりやすく言えば、農地の所有から耕作権へという意識改革も必要だという文言がありますけれども、全く私も理解できるし、こういう時代を感じます。しかし、片や多くの議論で食料自給率を高めようとか、月並みだけれども食料の安保だとかいろいろ議論が行われている中であって、私ども現実に地方で為政者としていながら、残念ながら荒廃農地とか、あるいはまた耕作放棄地とかいろいろ見え隠れしていることは確かなんです。それだけに、逆に言えば優良農地を守るには土地改良事業を推進していかなければならないという、矛盾したようだけれども矛盾していない現実があると思います。くどいようですが、農地が減っていく分を更に土地改良を推進しなければ、日本の優良農地はじり貧ではないかという思いがするだけに、土地改良事業は非常に重要な面では重要であると思っています。

そのときに地方自治体や民間へ移行すると、私ども市町村からすれば多くの自治体が定数を減ら

していこうとか、削減していこうとかいろいろ汗をかいているんですけども、こうした土地改良事業が、例えば、地方自治体へ移管されてくることは、削減という面でも極めて苦しくなると。また、現実として土地改良事業が日本の優良農地が着実に残念ながら減ってしまうと思うんですよ。だから、そういう意味からすれば、具体的に言うと、21ページの「改革案」に、確かにいろいろな文言はわかるわけですが、今更振出しに戻せないとするならば、「その業務の地方自治体や民間企業への移管を推進し」と書いてありますね。この辺がきついような気がするんですが、例えて言えば「企業への移管等を含む」というような文言にならないのかなという思いはするんですけども、吉田主査。

○吉田主査 今回の土地改良事業の必要な部分についての推進は異論のないところだと思うのですよね。逆に言うと、今の状況では効率化しないと予算が足りないでしょうと、そういう議論だと思えます。

○白倉委員 そうです、だから、それをくどいようですけども、地方自治体や民間に移管ということになってくるときついなど。

○吉田主査 ちょっと待ってくださいね、そういうことで、問題は土地改良事業の今の財源の問題がありますよね。国、地方自治体、受益者負担というこの枠組みについてどうすべきなのかというのは、この表現では触れていないので、それを確保した上での移管なのか、要するに権限移譲、財源移譲を含めた議論なのか、ここもちょっと表現を的確にしないといけないので、その点について白倉さんはどういうイメージをお持ちなんですか。

○白倉委員 平成21年度に対して、平成22年度の土地改良の予算は4割ぐらいになりましたよね。その中身はともかくとしまして、基本的には土地改良区の役割として土地改良事業を推進すればいいんだと個人的には思っていますけれども、私だけが正しいとは言いません。この改革案を最大限尊重するならば、改革の手法として地方自治体や民間企業への移管等を含めて整理合理化を進めろという文言だと、ちょっと柔らかくなることは認めますけれども、そういう感じはします。

○吉田主査 逆に、その程度の修正で意は通じるのかというのを心配しているのですけれども。

○白倉委員 選択技があるじゃないですか。柔らかくなることは認めますけれども。

○野高委員 よろしいですか。この土地改良の問題は私が提案した問題なんですけれども、おっしゃることはそのとおりでと思うんですが、ちょっとポイントとするところが違うと思うんですよ。ただ、私も土地改良の理事をやっていますが、今の土地改良の中でこれだけ米価が安くなって、大体土地改良の事業もうちの地域では一通り改良事業は終わっているんですけども、今維持管理という段階になっているんですが、その中で、受益者負担、土地改良を維持する中で経常経費が7割ぐらいかかっているわけですよ。例えば、土地改良の職員だとかいろいろ。そういうところを軽減して、例えば、水をくみ上げる各機場ごとの地権者を含めて、行政も含めて、その辺で管理していくということになれば、維持管理がほとんどなのだから、そういう面でかなり受益者負担が軽減されていくんじゃないかと。おっしゃるように行政でやるのは大変だけれども、行政にそれなりの銭

を流せば、それなりに運用はできるんじゃないかという考えで、改めて見ることによって受益者負担の軽減等々につながると。道路にしても水利にしても、各自治体が管理しているわけですから、そういうことの中でいかななものかという考えなんですけれども。

○吉田主査 この「改革事項に対する基本的考え方」を読んでもらうと、その財源は余り議論されていないんですよ。だから、読み方によると現在の財源のスキームの上での議論で、まさしく今、野高委員が言われたように、経常経費の非常に無駄な部分を削減して、本来の事業費に回すべきだという議論が本旨かなと。そこは地方自治体から民間企業に移管というのは、あくまで手法の問題ですので、この改革案は、いわゆる固定経費、経常経費の効率化を図り、適切な事業推進が図れるようにすべきであるという表現に変えるという方法ではどうでしょう。

○野高委員 そうですね。大変いろいろなところからいろいろな意見が来ています。土地改良をつぶすのかと。

○白倉委員 笑いながら言うと、私は山梨県の土地改良事業団体連合会の会長をしていますから。

○小田審議官 今の土地改良のところ、吉田主査がおっしゃった文言は、事務局で御確認いただければと思います。白倉委員がおっしゃったことも含め、それから、吉田主査がおっしゃった固定経費、経常経費の節減、合理化といったことを含めるということでしょうか。

○野高委員 この改革案の文章はこれで私は非常にいいと思うんですけれども、その後、今、白倉さんが言ったようなことを含めるか、含めないかぐらいの問題じゃないですか。これはこれで私はいいと思うんです。というのは、いろいろ事業の団体や連合会やいろいろなものを整理して、すっきりして。

○吉田主査 例えば「移管を推進し、整理合理化を進め」と並列しているんですが、移管というのは整理合理化の手法なんですよ、経常経費を効率化していくと。そういう表現に、「等により」とか「整理合理化を進め、低コストかつ効率的」も一緒なので。

○白倉委員 ちょっといいですか。野高委員も改革案の流れはこの文言でいいとおっしゃっているわけですね。私はくどいようなんですけれども「移管を推進し」と言うとすごく断定的なんですね。だから、その辺はちょっと柔らかく「移管等を含む」とか「移管など」と。

○吉田主査 それを今言っていたのですけれども。ちょっと文章を聞いてください。「移管等により整理合理化を進め、低コストかつ適切な事業遂行・維持管理を可能とすべきである」ということでよろしいですか。

○小田審議官 「移管等により」でよろしゅうございますか。

○白倉委員 えらく国語の勉強みたいになるから苦しいけれども、「等を含む」とか。

○小田審議官 白倉委員の御趣旨は、これ以外にも手段があるというふうにするという御意見ですよ。吉田主査がおっしゃった「移管等により」だと。

○吉田主査 意図は一緒なので、表現だけの話です。

○白倉委員 では「移管等を含む」でどうでしょうか。

○速水委員 「移管等を含め」ではおかしいので、「移管等」にするか「移管を含め」にするか。その方がすっきりしていいんじゃないですか。

○小田審議官 「移管など整理合理化を進め」ということでよろしゅうございますか。

それでは、固定経費、經常経費のところは事務局と吉田主査とで御相談させていただくということで。では、文言の最終確認をまたお願いいたします。

それでは、青山委員どうぞ。

○青山委員 農協の信共分離のところでございます。前回から表現方法が変わりましたが、私としてはこちらの方がいいと思います。この分離案件に絡めまして、農協組織いろいろなところから反発・反響がありました。勿論それはそれだけ大きな問題だと認識されているからだと思うんですけども、どうも話を聞いていますと、「分離なんてあり得ない」という、そこだけに議論が集中してしまって、本来の何を改革しないといけないのかというところを見落とさねないのではと思います。いまのままでは経済事業が立ち行かないというのは明らかな話で、農協も農家も儲かっていない。優秀な人は農協から出ていってしまっている。農協自身ももっとも分かっているんですが、「分離」という表現だけが一人歩きして、核心に辿りつかないのでは？と考えると、経済事業の改革という内容を重視するという点からも「分離」という表現を外す方がいいと思います。

認定農業者についても同じような考えで、先週私からお話しさせていただいたんですけども、中身を変える方が大事だということを考えると、「見直し」という表現の方がいいと思います。

○小田審議官 では、澤浦委員、お待ちいただいてすみませんでした。

○澤浦委員 今、青山さんが言ったような内容なんですけど、まず、最初の「認定農業者制度の見直し」で、最後の廃止を削除されていますが、3ページの4つ目に「認定農業者制度を廃止し、対象とする」というところで「廃止」が入っているので、これも削除した方が全体の統一感が出るのかなと思っております。

それから、ちょっと思ったんですけども、今の認定農業者制度の課題で新たな提案というか意見なんですけど、今の認定農業者制度というのは市町村だけに認定が絞られているわけですけども、そこに大きな問題があるかなと思ってます。というのは、今、市町村をまたいでほかの市町村、県内でやった場合には、それぞれの市町村でとらなければいけないと、それがすごくややこしくして煩わしい。だったら、県内で営業している農業法人であれば、県が認定する制度があってもいいのかなと。私どものように県境をまたいでやっているところに関しては、農水省が直接認定するという方法もあるのかなと。その辺が変わってくると、認定農業者制度が機能してくるんじゃないかと、この間ふと思いつきました。

それから、17番の農協の信共分離が削除されたというところなんですけど、これは現行の方が青山さんと同じようにいいと思っています。

1点なんですけども、52ページの「具体例、経済効果等」で削除された文面があるんですけど、「金融機関とのイコルフットィングが図られることにより、農業者にとって金融機関の選択肢が増加することが期待できる」ということなんですけども、これは信共分離とは関係ないと思うん

です。信共分離してもしなくても、金融機関の選択肢は今もあるわけですし、実際に私たちも農協以外の金融機関ともお付き合いしているし、そういうことを考えると、あえてここでうたわない方が伝えたいことがストレートに伝わるんじゃないかという感じをいたしました。

以上です。

○小田審議官 本間委員どうぞ。

○本間委員 認定農業者のところは、我々としてもまだ議論を尽くしていないという部分があって、つまり対案として、認定農業者制度に代わるものとしてどういうものをつくるんだということは議論しなければいけない。これは初めから申し上げていることですが、そこが詰まっていないということで言えば、「廃止」を削除するということについては同意いたします。

ただ、今の認定農業者そのものを使い勝手をよくするということがあります。やはり時代に合ったと言いますか、現在の認定農業者のみが担い手となるわけではないという意味で、もっと根本的な形で農業の活性化につながるような人材育成を目的とした制度を念頭に、認定農業者制度の見直しも含む根本的な人材育成の制度を考えていこうという姿勢で受け止めてもらえればいいんじゃないかと思っています。

それから、農協の方は書いてあることの中身が余り変わっていないから、それだったらタイトルもそのままでもいいんじゃないかという思いもあります。むしろ後退したようなイメージにとられる方が我々としてはよくないんじゃないかという気持ちもあるんですが、様々な御意見を踏まえて私もここはある種渋々ながら同意するところです。

最後に澤浦さんが言われたところは、農業者にとっての選択肢があるということではなくて、逆に金融側がイコールフットィングになっていないという議論なんですよ。ですから、ここは私としては残しておくべきではないかと思えます。金融機関の競争条件がイコールフットィングになっていないという意味です。

○澤浦委員 そうすると、これは農業者にとってではなくて、金融機関にとって農業者へのアプローチができるという言葉にならなければいけないですね。そうすると、農業者にとって農協以外の選択肢が増えると。

○本間委員 勿論今でも選択肢はあるんだけど、アプローチする側では対等になっていないことが問題。つまり、何度も言っていますが、他業禁止の条項が金融機関にはあって、農協の方は他業ができるという意味ではイコールフットィングになっていない。

○澤浦委員 今は実際のところ都銀でも地銀でも。

○本間委員 アプローチできるかどうかという話だけではなくて、金融マーケットにおいてサプライする側が平等の条件で営業できるような状況になっていないという意味です。

○澤浦委員 ちょっと理解に苦しみますけれども。

○本間委員 でも、これはずっと議論してきたじゃないですか。他業禁止があるかないかというこ

とのみですよ。

○澤浦委員 それはわかるんですよ。この部分はイコールフットイングが図られることということは理解できます。「農業者にとって金融機関の選択肢が増加する」と書かれているんですけども、農業者にとって十分選択肢は広がっているなど私は思うんですね、現時点で。だから、イコールフットイングが図られようが、図られまいが。

○本間委員 その意味では誤解のある表現だとは思いますが。

○澤浦委員 もし、先生が言われるように金融機関にとってということであれば、金融機関にとって農業者にアプローチできる機会が増えるというふうにならないと、何となくこれは誤解を招くかと。

○大上委員 私は今のままでいいんじゃないかと思います。理由は、金融機関の方が競争条件が制限されているということは、結局は農業者にとって不利なことだと思うんですね。一方は兼業できない、もう一方は兼業できると。では、兼業ができるという選択肢があった方がいいんじゃないかと思いがちだと思うんですが、兼業ができる金融機関というのは結局そここのところが不明朗会計になっているわけで、基本的にはよろしくないんじゃないかと思うんです。そういう意味で、農業者にとって真の意味で選択肢が増えるということは、やはりここはそう言っていないんじゃないかと思うんですよ。

○澤浦委員 現時点でも選択肢はいっぱいあるんですよ。

○本間委員 だから、選択肢の中身の話です。

○吉田主査 事務局で表現を考えますけれども、今おっしゃっているのは、イコールフットイングされると、農協、信用共済がほかの地銀や都銀が、澤浦さんがおっしゃっているものと全く同じ立場で生産者からすると見えることになるわけです。

○澤浦委員 わかります。

○吉田主査 それは同等な条件下での選択肢というのと、現況で選択肢があるよというのとは別だという話なんですね。

○澤浦委員 分かりました。多分言われることは分かって、逆に、今なぜ金融機関が農業者にアプローチしないかという理由を自分はよく聞くんですけども、これは農地法にあるんですよ。農地を担保にとれないところに金融機関が入れないところがあるんです。だから、イコールフットイングということで自分は1回も聞いたことがないんですよ。実はうちに都銀がいっぱい来るんです。地銀も第二地銀もいっぱい来て、信用金庫も来るし、JAよりもそちらの取引の方が多いんですよ。そういう観点から見て、自分はちょっと違和感があるなど。違うところに問題点があるんじゃないということです。

○吉田主査 実は今の問題は重要で、今、民間金融機関はほとんど無担保の運転資金での融資にとどまっているところが多いんです。施設投資に関しては、やはり政府系の資金に頼らざるを得ないわけですよ。そこでも現実と違うし、先ほど言った担保の問題は農地法の、農地を担保にとることが今の農協系列には許されているわけですが、これがイコールフットイングしたときにそれをどう扱うべきなのかというのは別に非常に重要な議論が必要だと思うんです。だから、今、民間金融

機関は資材だったり動産担保、いわゆる農産物を担保にできないかといろいろな知恵を働かせています。この辺はイコールフットイングすると農協も考えなくてはいけなくなるわけです。そこでいろいろな英知が働いて、農地をどう扱っていくかということも含めて、私は農地を担保にできる、できないというのは非常に重要な議論なので、どちらが正しいという議論ではなくてそういう議論が今後あるだろうということも踏まえて、ここの表現はなっているので、単純に今、農協以外からも借りられるという話とは違うのではないかと思います。

○野高委員 よろしいですか。認定農業者制度を廃止するという一方で、ただ、認定農業者の人たちは廃止されることに対していろいろな意見があると思うんですけども、私も前から唱えていますが、全体の5%ぐらいの対象しかいないわけです。今、日本の農業の底上げをどうするかということで、例えば、金融問題とか補助制度を受けるには、そういう方たちも土俵に乗せてあげられるような表現だと思うんですよ。私はこれは非常にいいと思うんです。ですから、認定農業者を受けないと制度資金、制度が活用できないというのではなくて、一般の2町歩、3町歩の農家でもその土俵に上がれるような、それが認定農業者に限定されずに、農業の幅広い層を獲得するには認定農業者制度の廃止というのは、根本的にはそういうところから来ているのではないかと思います。大上先生がおっしゃったようなことで私はいいんじゃないかと思います。お金を借りられる、借りられないの問題ではなくて、今の実情の底辺の農業者をどこまで引き上げられるかということには、前の制度みたいに自由にそういう制度が使えるようにしてやった方が、かえって活性化されると思うんですけども。表現自体はいいんじゃないですか。これはそういうことを含めているのでしょから。

○小田審議官 穂積委員どうぞ。

○穂積委員 問題になった3点について私の考えだけ申し述べます。

まず、認定農業者制度ですけれども、「廃止」を削除することに私も賛成です。

それから、農地保有化・合理化に関しても、私どもの実態から見ても農協、自治体のみに限定する必要は全くないと思います。

最後の農協の信共分離なんですけれども、澤浦委員と青山委員の言われたことは非常によく分かりますし、私も立場上でいえば、こういう書き方でいいとは思いますが。ただ、信共分離のタイトルを抜いてしまうと、この内容は毒にも薬にもならないものになる可能性があって、ある種の努力目標を外から口出しさせてもらいましたということに終わりかねない。いわゆる農協改革のツールとしての信共分離が、後ろに引き下がってしまうと、それがなくなったのかということで、まあいいわということになりかねないんじゃないかという危惧があります。ですので、もう少し表現を変えることはあっても、鋭く切り込む切り口だけは表現の中に残しておいた方がいいんじゃないかと考えます。

○小田審議官 澤浦委員どうぞ。

○澤浦委員 私は、やはり目的と手段というのがすごく大事だと思うんです。ですから、もし信共分離を目的にするのであれば、その理由をその部分だけで書いていった方がいいと思うんです。信

共分離というのは農業を活性化するためという目的の上での信共分離と、信共分離を目的とした中身とは全く変わってくると思うんです。本間先生になぜ信共分離するんですかと言ったとき、農協改革、農業を活性化するためということだったので、そうしたら、人材のことも本当はありますよねとか、そういったものが付け足されたと自分は理解しているんですね。もし、信共分離を本当にそれだけでやるのであれば、人材等は全く要らなくてイコルフットィングのみで書いた方がすっきりすると思うんですが、いかがでしょうか。

○本間委員 そのとおりなんですけど、私も懸念するのは農協の農業経営支援機能の再生・強化という表現。これは農協のいわば在り方、ガバナンスの問題だから放っておいてくれと言われかねないという懸念は私も持っています。だから、そこはイコルフットィングをすることによって農協も体質強化し、なおかつ農業全体の活性化につながる、そういう方面からのアプローチがあるという指摘でずっとこれを取り上げているわけで、金融の支援をするつもりは全くないんです。だから、企業が入ってくることも大事だけれども、究極の目的は農業の活性化であり、人材育成であり、そのプロセスで農協も活性化してくれればそれにこしたことはない。その仕組みをつくろうというのが規制改革ないしは規制緩和の考え方で、特定の分野の利益を目的としているわけではないということも共通の認識としてあると思うので、ましてや、この農業分野で言えば、規制改革を通じてどういうプロセスで農業が活性化していくかをある程度イメージできる一つの方策として考えている。その意味でも、名前はこだわらないけれども、むしろ中の改革案自体が大事なかなということで、タイトル自体はいいでしょうと合意したところです。

○小田審議官 青山委員どうぞ。

○青山委員 農協の農業経営支援機能の再生というと、当事者が「私たちが再生しますよ」というような感じで受け止められ、少なくとも規制改革の場で再生というのは違和感があるかなと思うんです。ですから、もう少しストレートな表現、適当なものがいいと思います。改革とか、再生・強化と言うありがちな表現だと、書いてある中身の熱さが伝わらないと感じます。

○小田審議官 穂積委員どうぞ。

○穂積委員 私はタイトルだけなんですけれども、例えば、農協の農業経営支援機能と信用共済機能との関係についての何とかとか、そういう表現はできませんか。信共の問題をテーマとしては入れ込んでおくのが、これまでの議論の筋ではないかと思っています。

○大上委員 よろしいですか。私もそれは賛成で、信共の分離による農協農業サービスの強化と、タイトルははっきりした方が一番素直なんじゃないかなという気がするんですけれども。

○小田審議官 多分これまでいろいろな御議論をいただいていたので、ここの部分で信共分離をどうするかというこれまでの御議論だったと思うんですけれども、ここでの御議論もいわば一つの手段・手法、問題点ではあると。問題点であるということとはどなたも否定されていない。ただ、それが何のために位置付けられるのかということところは、御議論を伺っていますと農協の経済事業とか経営指

導という事業が自立していく、より強化されていくためには、いつまでも内部補助に頼っているような体質では問題ではないかと。その議論として信共分離という手段があるのかもしれない。ただ、それ自体が目的ではないし、それをすぐにやれと言っても、多くの農協が成り立たないという、代替案もないわけです。ですから、主たる政策目的は何なのかというのをこれまで伺っていると、強い農業をつくるためには強い農協、その強い農協は信用共済の黒字で成り立つのではなくて、本来の農業経営支援事業で成り立つような強い農協を目指していくべきではないかという御議論だったと思いますので、やや事務局が口出しし過ぎですけれども、本来のところこれから議論ができるような題名であるべきだし、改革案であっていただければ、より建設的な議論が今後進むのではないかと思うんですけれども。

○大上委員　でも、主たる目的だけをタイトルに書かなければいけないということは必ずしもなくて、主たる目的と主たる手段を書くということが一番タイトルとしては望ましいものではないかと思うんですよ。それが無いから、我々内部でもいろいろぶれた議論が出てくるわけで、ここはタイトルに主たる目的と主たる手段を書くということが一番はっきりするような気がするんですが。

○吉田主査　この議論は、今、事務局が苦渋の説明をしてくれましたけれども、イコールなんですね。実は信共分離というのはくびきなんです。これがないと本来の目的にもたどり着かないというか、自立の裏側は分離なんです。だから、この議論はやっても同じことを言っているだけですから、あとは表現方法だけです。ここに関しては、今の状況を見てやっていかなければいけないと思うので、もうちょっと表現方法だけの議論に集中した方がいいんだろうと思っていますが、もう少し御意見をどうぞ。

○小田審議官　速水委員どうぞ。

○速水委員　多分、信用・共済事業が問題だというのは出してもいいと思うんですけれども、過激な感じとして「分離」という言葉さえ出さなければ、差し当たっていいのだろうと。例えば、農業経営支援機能と信用共済事業の役割を明確にするとか、役割の再検討とか、そういう形で、「分離」という言葉さえなければ、ある意味ではちょっと扱いやすい言葉になるのかなという感じはしているんです。

中身に関しては、実は私は森林組合関係を見ているので、全く本業ではないところで森林組合も稼いでいまして、さっきの水産の内部事業も一緒なんですけれども、やはりそういうところはなるべく外していこうというのが、今ちょうど森林もやっているんですが、ここでもそれはわかるように出しておいた方がいいだろうとは思いますが。

○小田審議官　澤浦委員、先ほどお手が挙がりましたが。

○澤浦委員　1つの事例として、生協が販売事業と共済事業の分離を去年か一昨年にしたと思うんですけれども、そのことによってどういうことが起きているかという、最近になって地方の小さな生協が販売事業で立ち行かなくなっていて整理統合あるいはつぶれているんですね。ですから、それを1つの事例として今後、このことを考えていく上で、方向を見据える上で勉強する必要があるかと最近感じています。

○小田審議官　この後、地域活性化の御議論もありますので、園田主査、いかがでしょうか。

○園田政務官 大変難しいというか、いろいろ委員の皆さん方からお知恵をいただいたわけですが、ここは私どもに任せていただいて、むしろ目的か手段か、あるいは主たる目的、主たる手段という議論も大変よくわかりますので、そういった面では私どもとしては、要は最終目的にたどり着けるような道筋をきちんと今回の議論の中で見出してまいりたいという思いで、このワーキンググループの議論や、あるいは最終的には分科会で行っていきたいという思いも持っていましたので、そういった面では多方面からの御意見をいただいて、一つ方向性は一致していると私も受け止めさせていただきましたので、是非その方向性に沿うような形で表現ぶりを吉田主査と私に御一任いただければと思うんですが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○園田政務官 ありがとうございます。

○小田審議官 ありがとうございます。

それでは、ここまでの御議論を確認だけさせていただきます。

○吉田主査 ちょっといいですか。主査が変えてくれと言うのはおかしいんですが、2か所ほどあります。

まず、37ページなんですけど、下から2つ目の下線部で「農協にとっても、通常業務に加え新たに付加された」という段落は削ったらどうかと思っています。というのは、39ページの上の段の地域の活性化という視点から見れば、農協、農業生産法人等と連携して有効利用するのが望ましいというのが本来言いたいことなので、また不要な議論を起しそうなところは削りたいというのが私の意見です。

もう一点、これは先ほど政務官が言われたように相談していきませんが、47ページの「事項名」に関して、この場での一つの提案として、長ったらしくなるんですが「信用・共済事業部門からの農業関係事業部門の自立による農協の農業経営支援機能の強化」。「農協の」というのは一番前につけてもいいですが、要するに、信用・共済部門から自立させて、それによって支援機能を強化しよう。これは若干ロジカルには無理があるんですが、一つの案として、今この場での案として提案しておきます。

○穂積委員 そうすると、内容の文言にも「分離」という言葉が相当出ているので、自立という概念とどう整合させるか。それはお願いしたいと思います。

○吉田主査 統一させた方がいいですね。

○速水委員 別のところでいいですか。1点だけ。

文言というか、24ページの狩猟免許がなくともというところなんですけど、「改革案」の1つ目の「・」に「農林業者」と入ってしまっていて、次の「・」には「農家でも」と入っているんですけど、これは林も関係してくるので、できれば言葉を合わせて「農家でも」を「農林業者でも」にさせていただいて、もう一つその上に「借地農地も含む」と入っているんですが、実は林業の方も今ほとんど森林所有者ではない人に管理をさせるという方向に動いてしまっていて、当然そこで同じ問題が起きてくるということで、例えば「管理契約を結んだ林地」という言葉も並列して入れていただければ有り難いなという感じがします。どうしても農業だけでは解決しないので、背後の森林も一緒

にやっついていかないと全く解決しないという感じがしますので、もしよろしければ。

○吉田主査 先ほど澤浦さんが言われたのが、今の認定農業者制度の実態ですよね。農業をビジネスとして経営拡大・強化を果たしている人たちの実態とが合っていないという議論ですよね。生産拠点の広域化であるとか。その部分は、基本的問題認識に書き込んでも全然問題はないんじゃないかと。ただ、改革案の方でこうすべきだという議論になると、ちょっと議論がおかしくなってしまうので、問題認識として現在の本来成長産業としての中核になっている農業経営者がやっている方向と、認定農業者の今の仕組みと制度が整合していないという指摘は、基本的考え方の中に「・」を入れて表現した方がいいかと思うんですが、よろしいでしょうか。

○小田審議官 では、これまでいただいた御意見を確認させていただきます。

まず、今、吉田主査がおっしゃいましたが、最初の認定農業者制度の3ページの「具体例、経済効果等」の手前の「・」の3行目に「認定農業者制度を廃止し」とあるのは平仄を合わせて除くということですね。

そして、基本的考え方の中に今、吉田主査がおっしゃった認定農業者の市町村で認定されるという制度と、広域で農業を行っておられる方との食い違いを盛り込むということでございますね。

それから、21ページの土地改良事業関係でございますけれども、ここは正確な文言はあれですが、改革案の2行目「民間企業への移管を推進し」という部分を「移管など整理合理化を進め」という格好で、もう一度きちんとした確認をいただく方向でお見せしたいと思います。

次が、先ほど速水委員から御指摘がございました24ページ、有害鳥獣捕獲の部分でございますけれども、「改革案」で「農家」となっているところを「農林業者」と、上の「・」と平仄を合わせると。それから、「農地」となっているところは林地もあるのでということで、また確認をさせていただきます。

次が、37ページの下から2つ目の「・」、アンダーラインで入った部分は吉田主査から削除ということで特段御異論がなかったと思っております。

次が、47ページの信共分離関係でございますが、まず「事項名」をどうするかについては、先ほど吉田主査からも現時点での案がございましたが、そこも含めて園田主査、吉田主査でもう一度詰めるということで御一任をいただいているという理解でよろしゅうございますか。

それから、穂積委員から信共分離というタイトルを除くということであれば、基本的考え方等の中にも「分離」という言葉が出てくるので、そこは平仄を合わせて「分離」という言葉を「自立」といった文言に直していった方がいいのではないかという御意見がありました。そこはそれよろしゅうございますか。具体的にはまたこう変えましたということで見ていただくという御趣旨でございますね。

農林関係では、今いただいたような御意見でございます。一番大きいのが信共分離絡みのところでございますが、ここは両主査に御一任いただいて、ほかは文言の整理と。

手直しをした部分は改めて委員の皆さんにももう一度確認していただくと。そして、26日の分科会に御報告するというにしたいと思っております。どうもありがとうございました。

ちょっと時間が押し迫ってしまっても大変申し訳ございませんけれども、次に地域活性化の部分について、まず前回ワーキンググループからの変更点を中心に事務局から説明をお願いいたします。

○越智室参事 それでは、地域活性化分野につきまして、変更点の御報告をさせていただきます。資料はリストが資料3-1、検討シートが資料3-2でございます。変更がございましたのは検討シートの6番と8番の項目でございます。それでは、資料3-2の14ページと15ページをごらんいただきたいと思います。

こちらにつきましては、旅行業法に関しまして到着地、受入れ地主導でつくり上げる着地型観光に即した見直しを図るという観点で、15ページの「改革案」にございますように、3つの事項を当初上げてございましたが、前回のワーキンググループでの御議論を踏まえまして、1点目のみを残して第3種旅行業の適用除外と、第4種としての新たなカテゴリーの創設に絞った形で改革案とさせていただきます。

一方で、旅行業法が対象とする宿泊施設の範囲をめぐる論点である2点目と3点目は削除ということでございます。

次は、8番でございますけれども、23ページをごらんいただきたいと思います。酒類の卸売業免許の要件緩和でございますが、前回のワーキングで御説明しておりますとおり、国際的な経済連携の観点から、改革案に②としまして需給調整要件の緩和を追加しております。これにつきまして、財務省から回答がありましたので、20ページの上段に追加しております。財務省から、酒税は製造者が納税義務者となる、いわゆる蔵出し税であるために、製造者の販売代金の確実な回収を図る観点から、流通段階での事業者の濫立を防止して、酒税の徴収を安定化することが重要という回答がございますが、しかしながら、小売り段階については既に大幅な緩和が実現されておまして、卸売業に限って厳しい需給調整要件を課すことについては合理性は乏しいという観点から、改革案に卸売段階での全般的な見直しをすべきとしているところでございます。

以上でございます。

○小田審議官 ありがとうございます。

渡邊委員から何か補足等はございますか。

○渡邊委員 ただいま事務局からの説明がありましたとおり、これまでの地域活性化の分野では検討の視点といたしまして、「地域の資源の掘起こしと一層の活用促進」、「地域の自律的發展を促す制度的枠組みの見直し」、「訪日外国人誘致に資する観光基盤の整備」の3つを掲げ、地域ごとに持っている多様な資源を活用し、内外の交流人口を増加させ、地域の自律的發展を図っていききたいという各委員の思いを込めまして、改革案を整理させていただいたところでございます。

こうした潜在的な需要の顕在化の支障となっております規制・制度を見直し、新たな雇用の創出を目指すことは、これからの日本にとって大変重要なことであります。我々が大胆な改革に乗り出す姿勢を示すことによりまして、停滞状態から変化へ向けて、国民の間での期待を形成していくべきではないかと思っている次第でございます。

例えば、最後の項目「民間事業者によるカジノ運営の解禁」ですけれども、各省庁とも特に熱心に支持するということはありませんが、否定もしていないわけですから、例えば、政治的な力で法

律改正をしていただければ、各地域の活性化という面では大変効果があると思っています。いろいろなところから手が挙がっていますが、私は地域の活性化という観点からは一つの重要な施策ではないかと思っております。

私からは以上でございます。

○小田審議官 ありがとうございます。

それでは、残り時間が少ないんですが、御意見等ございましたら、お願いいたします。

野高委員どうぞ。

○野高委員 いろいろカジノについても改革案が出ておまして、今お話のとおり、賭博場かもしれないけれども、パチンコ屋と同じだと思うんですね。ヨーロッパなどはパチンコ屋と同じ扱いでバンバンできていますし、現行法でパチンコと同じ手法でやれば当然幾らでもできるんですよ。その辺のところをきちんと先進国ですから、カジノの活性化を含めて地域の活性化に大いにプラスになると思うので、園田政務官頑張って、よろしくお願いします。

○小田審議官 大社委員、何かございますか。

○大社委員 特に意見はございませんが、先ほどのカジノの話もそうですけれども、地域の活性化という話と、特定の事業者の業容の拡大という話と必ずしも一致しないケースがあると思います。この20年くらいの間に中心市街地がどんどん疲弊していったという理由も、一つは自動車社会になりバイパスができ、郊外にみんな移り住み、そこに規制緩和によって大型店舗ができ、そして、地域の外から入ってきたものを地域の人を買ってお金が外に出ていくという構造によって地域にお金が回らなくなったと。そのために地域が活性化できない、雇用も生まれない、新しい生産も生まれないという状況になっていると思うんですね。ですから、勿論どんな事業が発展していても構わないんですが、地域にきちんとお金が回るような仕組みに変えていくことが、すべてのポイントではないかと。

例えば、ある関連事業者さんだけがすごく儲かって、そこでは雇用が生まれると。しかし、それがあつて首都圏に集中していて、地域そのものにはほとんどお金が落ちないという構造になるのはまずいなという気はいたしています。

○小田審議官 ありがとうございます。

ほかに御意見ございますか。よろしゅうございますか。

それでは、時間が押し迫ってまいりましたので、吉田主査、地域活性化の関係等で何かございますか。あるいは全体で結構でございます。

○吉田主査 全体で3点ほど、この場を借りて発言しておきたいと思っています。

まず1点は、先ほどの巷間でも非常に話題になっている信共分離の話なんですが、何が一番のポイントなのかということを見ると、経済事業部門は自立できないものなんだという意識が常識化していることだと思っています。この問題に関して皆さんに御理解いただきたいのは、確かに誰かも先ほどおっしゃっていましたが、では、小規模な組合であれば絶対に自立できないのか、それが当たり前のことなのかということなのです。これは組合員だけではなくて、民間企業も農協も組合

も、地元のあらゆるセクターが連携して支えていくという前提のもとで考えれば、自立できないような組合だったら、もともと生産者がそういうものをつくろうとは思わないわけですよ。自らも自立して、組合自身も採算性を確保して事業をしていけるからこそ組合をつくろうと思うわけですね。だから、あくまで組合員が自らの未来を描くためにどういう手法、どういう手段をとるのかという、主体的に考えていくという議論を巻き起こすためにしている議論なんだと。それがなければ改革にはならないということを、何とか関係者の意識をそうした原点に引き戻して議論を進めていただければと思います。

2点目は、これは情報提供みたいな話ですが、実は我々現場で仕事をしている中で、単位農協と地域の農業生産法人、我々のような農業関連企業が共同で農地の集積を図ろうということで、定期的な協議会をつくるという動きも出てきています。これは地域によってですが。そのコーディネーター役というかつなぎ役を我々がしなければいけないと思って動いているんですね。現場ではそういう動きが既に出てきているのです。組合だけで生産法人だけでその地域を何とかできるという問題ではないのです。ここに市町村なども入っていただいて協力してやっていこうというような動きが現場であるのだということを是非理解していただきたいと。

最後に、今回いろいろな団体、いろいろな個人の方とも公式・非公式の場でお会いさせていただきながら議論を進めてきたわけですが、この規制改革の議論については先ほども言いましたが、何が問題であるかという問題認識を共有できているか。将来、どういう方向に我々は進むべきかというビジョンを共有できているかというこの2つが不可欠な要素だと思うんです。その問題認識とビジョンへの実現を結びつけるのが、我々の規制改革なんです。どういう仕組みに、具体的に何をどう変えていくべきなのか、ここにあらゆるセクターの英知を結集すべきだという話だと思います。だから、今後の6月までの議論の中で、当然、基本戦略の策定との連動もあるのですが、是非、立場や既得権益の壁を越えて、問題認識の共有とビジョンの共有を図れるような議論を重ねていただければ、今回ワーキンググループで非常に苦勞していただいた各委員のみなさんの努力も報われるのではないかと考えおります。よろしく申し上げます。

○小田審議官 ありがとうございます。

それでは、園田主査からお願いいたします。

○園田政務官 今、吉田主査からのお話がありまして、このワーキンググループにおいて委員の先生方には本当に根本的な議論あるいは方向性の大きな議論、そしてまた、長年にわたっていろいろな制度が作り上げられてきたわけでございますけれども、そのいわば硬直化してしまった現状から新しいステージに向かう方向性、議論を熱心にしていただいて、私からも本当に感謝を申し上げたいと存じます。

今日で、基本的な考え方やあるいは検討項目という形でいただいたものをワーキンググループとしての考え方としてまとめさせていただいて、26日の分科会にこのワーキンググループの考え方として上げさせていただきたいと思っております。これまでの皆さん方の御熱心な御議論は本当に有り難く思っておりますし、また、先ほど政治に大変期待を寄せていただくという力強いお話もいた

だいたわけですので、それを受けて私自身も頑張ったいと思っておりますが、今奇しくも吉田主査からおっしゃっていただきましたけれども、やはり当事者の方々の意識改革も恐らくこれからの枠を越えていく中で必要になってくるのだろうと思っております。そういった意味では、私も政治と当事者の方々あるいは委員の有識者の先生方といういろいろな立場での協力関係が、新しいステージに行くためには必要になってくるのだろうと思っておりますので、当然ながら私どもに課せられた責任・責務は十分に感じさせていただきながら、これからも委員の皆様のお力と英知をお借りさせていただきながら、あるいは一緒に協力させていただきながら、一步一步前に進めていきたいと思っておりますので、是非、今後ともお力添えを賜りますことをお願い申し上げて、この間の御議論、いろいろお忙しい中であつたかもしれませんが、本当に大きな御議論をいただいたことに心から感謝を申し上げて、私からの御礼の御挨拶とさせていただきたいと存じます。本当にありがとうございます。

○小田審議官 最後に、今後のスケジュールについて事務局からお願いします。

○船矢参事官 資料5の今後のスケジュールをごらんください。ここにおおむね書いてはありますが、若干補足いたします。

26日、報告書(案)の取りまとめとありますが、勿論その後の調整のプロセスがありますので、この「(案)」はこの時点ではとれない、言い換えれば中間報告というような位置付けです。

それから、1～3月に既に今までの決まっていた閣議決定事項の実施状況、検討状況のフォローアップヒアリングとありますが、この農林・地域活性化に関連した分野については、一部既に1月17日に実施しております。第1クールでは農協に対する金融庁の検査の話あるいは新規農協設立における農協中央会協議条項の廃止等々が決まっておりますが、金融庁検査については着実に実施に向けていろいろな指針作成や検査官増員などをやっている等々の報告がありました。

それから、1月末から事務局と相手の担当省庁、担当部局との事務的な調整もありますが、重要項目は政務官、副大臣、最後は大臣という政務3役間調整を行って、3月末に決めるという大筋は変わっておりませんが、先ほど政務官から御報告がありましたが、そのプロセスの一環として「規制仕分け」という名称の開かれた場で議論することによって、論点を国民に提示して改革を進めていく起爆剤にするという位置付けで、「規制仕分け」を3月上旬に2日間かけて行うことを今予定しておりますが、数ある項目の中で具体的に相当項目を絞り込んで、あるいは仕分けに参加する人はどういう人になっていただくかということも含めて、今のところまだ未定でございます。

また、「規制仕分け」を実施すること自体は、正式には今日の夕方に開催されます本ワーキンググループの上位団体の更に上位団体である行政刷新会議にお諮りして決定するという段取りになっております。

それから、政務官の報告にもありましたように、3月に報告書の最終取りまとめと閣議決定もありますが、農業の分野の項目によっては一部、「食と農林漁業の再生実現会議」の6月の基本方針と平仄を合わせるような形で、6月に最終決定するものも出てくるということと位置付けております。

以上です。

○小田審議官 ありがとうございました。

本日の議事はこれで終了でございます。ワーキンググループとしてはこれが最後ということになります。どうもありがとうございました。